

神奈川県国民健康保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の決定等)

第2条 定員は、10人以内とする。ただし、進行の妨げになると会長が判断する場合は、会長が入場数を決定する。

2 事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 傍聴の受付時間は、会議の開会時刻の30分前から15分前までとする。

4 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員（第1項ただし書により会長が決定した場合は、その入場数。以下同じ。）に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合はくじにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第3条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。